

【事業所名】株式会社ティ・アイ・シー 【許可番号】23－ユ－302157

■手数料に関する情報

人材紹介の手数料に関する情報は以下のとおりです。

【有料職業紹介手数料表手数料表】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に 求職者を紹介する サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働 条件通知書等に記載されている額）の _____ 30％ 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超 える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働 条件通知書等に記載されている額）の _____ 30％ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人 者に対する専門的な 相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービ ス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働 条件通知書等に記載されている額）の _____ 30％ 手数料負担者は 求人者 とします。

※求職者からは手数料は徴収いたしません。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■返戻金制度について

当社の紹介により就職した方が、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還する制度です。

（１）入社日以後、3ヶ月以内の場合は、サービス利用料の50％を返還

（２）入社日以後、3ヶ月より6ヶ月以内の場合は、サービス利用料の10％を返還

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度の適用はありません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。